

令和2年8月5日

吸収分割株式会社の事前開示事項

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地
株式会社リビングプラットフォーム
代表取締役 金子 洋文

株式会社リビングプラットフォーム（以下、「当社」又は「吸収分割株式会社」といいます。）は、令和2年7月22日に、札幌市中央区南二条西二十丁目291番地所在の株式会社チャレンジプラットフォーム（以下、「吸収分割承継株式会社」といいます。）との間で吸収分割契約書（以下、「本会社分割契約」といいます。）を締結し、令和2年10月1日を効力発生日として、本会社分割契約に基づき吸収分割（以下、「本会社分割」といいます。）を行うこととしました。

本会社分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、次のとおりであります。

事前開示事項一覧1. 吸収分割契約書（会社法第782条第1項第2号）

別紙1をご参照下さい。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第1号イ）

吸収分割承継株式会社は当社の100%子会社であるため、本会社分割に際して、吸収分割承継株式会社は当社に対して、株式、金銭その他の財産の交付をいたしません。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条2号）

該当事項はございません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はございません。

5. 吸収分割承継株式会社についての事項(1) 吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号イ）

別紙2をご参照下さい。

(2) 吸収分割承継株式会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ロ）

該当事項はございません。

(3) 吸収分割承継株式会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第4号ハ）

該当事項はございません。

6. 吸収分割株式会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はございません。

7. 本会社分割の効力発生日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継株式会社に本会社分割により承継させる債務の履行の見込みに関する事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割株式会社

- ①当社の令和2年3月31日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ4,745百万円及び2,825百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。
- ②本会社分割により当社が吸収分割承継会社に対して承継させる資産及び負債の状況、令和2年3月31日から現在に至るまでの当社の資産及び負債の状況並びに本会社分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本会社分割の効力発生日における当社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。
- ③その他、当社の本会社分割後の事業活動において予想される当社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されております。
- ④以上から、当社は、本会社分割の効力発生日以後の当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継株式会社

- ①吸収分割承継株式会社の令和2年7月20日現在の貸借対照表における資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額はそれぞれ10百万円及び0円です。
- ②当社から吸収分割承継株式会社への債務の承継については、重疊的債務引受けの方法によるものといたします。
- ③本会社分割により吸収分割承継株式会社が当社から承継する資産及び負債の状況、令和2年7月20日から現在に至るまでの吸収分割承継株式会社の資産及び負債の状況並びに本会社分割の効力発生日までのそれらの変動を併せ考慮しても、本会社分割の効力発生日における吸収分割承継株式会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれます。
- ④その他、吸収分割承継株式会社の本会社分割後の事業活動において予想される吸収分割承継株式会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討いたしましたが、本会社分割により吸収分割承継株式会社に承継させる債務の履行に支障を及ぼす事象の発生及びその可能性は、現在認識されております。
- ⑤以上から、当社は、本会社分割の効力発生日以後において、本会社分割により吸収分割承継株式会社に承継させる債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。

8. 吸収合併契約等備置開始日（会社法第782条第2項に規定する吸収合併契約等備置開始日をいう。）の後、本会社分割の効力発生日までの間に、前各号に掲げ

る事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法第782条第1項、会社法施行規則第183条第7号）

該当事項はございません。

別紙 1 吸収分割契約書（会社法第 7 8 2 条第 1 項第 2 号）

（次頁以降に添付）



吸収分割契約書

株式会社リビングプラットフォーム（以下「分割会社」という。）及び株式会社チャレンジプラットフォーム（以下「承継会社」という。）は、分割会社が対象事業（第1条に定義する。）に関して有する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本分割契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、本分割契約の定めに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）をもって、分割会社が営む障がい者支援事業（以下「対象事業」という。）に関して有する第4条第1項に規定する権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（分割当事会社の商号及び住所）

本会社分割における分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

（1）分割会社

商号 株式会社リビングプラットフォーム

住所 札幌市中央区南二条西二十丁目 291 番地

（2）分割承継会社

商号 株式会社チャレンジプラットフォーム

住所 札幌市中央区南二条西二十丁目 291 番地

第3条（効力発生）

本会社分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2020年10月1日とする。ただし、本会社分割の手續上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社が協議し合意の上、変更することができる。

第4条（承継する権利義務）

本会社分割により分割会社から承継会社に承継される資産、債務、契約その他の権利義務は、本効力発生日において対象事業に属する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務とする。ただし、承継する権利義務のうち資産及び負

債の評価については、2020年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとし、承継会社において対象事業を行うために必要な許認可等が本効力発生日までに取得できない場合は、当該取得できない許認可等に係る施設に関する資産、債務、契約その他の権利義務を除く。

2 承継会社が分割会社から承継する全ての債務及び義務は、重疊的債務引受の方法により承継される。ただし、この場合における両社間の最終的な債務及び義務の負担者は承継会社とし、当該承継される債務及び義務について、分割会社が履行その他の負担をしたときは、分割会社は承継会社に対してその負担の全部を求償することができる。

第5条（分割対価）

承継会社は、本会社分割に際し、分割会社に対して株式、金銭その他の対価を交付しない。

第6条（資本金及び準備金）

承継会社は、本会社分割により、資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条（承認手続）

分割会社は、本効力発生日の前日までに、株主総会における本契約の承認（会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定により、本会社分割について株主総会の承認が不要である場合を除く。）その他本会社分割に必要な事項に関する決議を求める。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本会社分割に関して、競業避止義務を負わない。

第9条（本分割契約の変更等）

分割会社及び承継会社は、本分割契約の締結後、本効力発生日に至る間に、分割会社又は承継会社の財産その他の権利義務又は経営状況に重大な悪影響が生じたときには、分割会社及び承継会社の合意により、本分割契約に定める条件を変更し、又は本分割契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本分割契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本分割契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社が協議の上定める。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、本分割契約の当事者が各1通を保有する。

2020年7月22日

分割会社

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地

株式会社リビングプラットフォーム

代表取締役 金子 洋文



承継会社

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地

株式会社チャレンジプラットフォーム

代表取締役 金子 洋文



別紙

承継権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する資産、負債、契約その他の権利義務は以下のとおりとする（ただし、法令、条例により本会社分割による承継が禁止又は制限されるものを除く。）。なお、承継する権利義務等のうち資産及び負債については、2020年3月31日の終了時点の貸借対照表その他同時点現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

1. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社の対象事業に属する一切の資産。ただし、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる資産を除く。

(1) 以下の流動資産

- ① 現預金 本効力発生日における本会社分割により分割会社から承継会社に承継される権利義務等に関する、負債の帳簿価額から資産の帳簿価額を控除することにより算出される金額を控除した残額
- ② 本効力発生日の前日の終了時点において発生している売掛金債権
- ③ 短期貸付金

(2) 以下の固定資産及び繰延資産

- ① 長期貸付金
- ② 長期前払費用
- ③ 子会社及び関連会社の株式
- ④ その他繰延資産

2. 負債

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が対象事業に関して負担する一切の負債及び債務。ただし、本効力発生日の前日の終了時点における以下に掲げる負債を除く。

- ① 借入金
- ② 未払金
- ③ 預り金
- ④ 未払法人税等
- ⑤ 未払消費税等
- ⑥ 未払利息
- ⑦ 長期前受金

3. 労働契約等

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社に在籍し、分割会社の対象事業に主として従事する全ての従業員（パートタイマーを含む。）と分割会社との間の労働契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。

4. 契約（労働契約等を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社を当事者として締結された対象事業に関する取引基本契約、入居契約、介護サービス利用契約、売買契約、賃貸借契約、リース契約、業務委託契約、請負契約その他の一切の契約（対象事業に関する契約のうち、対象事業以外の事業にも関連する契約については、主として対象事業に関連する部分に限る。）に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。ただし、第1項ただし書及び第2項ただし書に定める資産及び負債に関する契約、会計監査人との間で締結した監査契約その他の分割会社が引き続き保有する契約に関する契約上の地位並びにこれらに基づき発生した一切の権利義務を除く。

5. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において分割会社が対象事業に関して保有している許認可等のうち、法令上本会社分割により承継することが可能なものの一切。

以 上



別紙 2 吸収分割承継株式会社の成立の日における貸借対照表（会社法第 7 8 2 条第 1 項、会社法施行規則第 1 8 3 条第 4 号イ）

（単位：円）

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
未収金	10, 000, 000	資本金	10, 000, 000
資産合計	10, 000, 000	負債・純資産合計	10, 000, 000